

米沢市おくやみ窓口利用時の持ち物リスト

亡くなられた方や手続によって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になる場合が多いので、ご持参の上ご来庁ください。見当たらぬ場合は窓口利用時にお申し出ください。

また、下記以外に必要なものがあれば、原則として 1 開庁日前にご連絡します。

【ご遺族の方の必要なもの】

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※ 相続人代表）
- 相続人代表者の普通預金通帳、金融機関届出印
- 葬祭を行った方（喪主）の普通預金通帳
- 税・保険料等の変更先の口座の通帳、金融機関届出印、納入通知書や納付書
- 水道の新所有者の本人確認書類
(※ 亡くなられた方が水道を所有していた場合のみ)
(※ 新所有者が来庁しない場合は、本人確認書類のコピー)

【亡くなられた方の必要なもの】

- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、
限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 重度心身障害（児）者医療証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 福祉タクシー利用助成券、はり・きゅう・マッサージ助成券
- 紙おむつ給付券 印鑑登録証
- 亡くなられた方のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード・通知カード等）
- 亡くなられた方の税・保険料の振替口座の通帳、金融機関届出印

【本人確認書類について】 ※ 有効期限内のものに限ります。

- 1 点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
 - ・マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、
住民基本台帳カード、在留カードなど
 - ・その他官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など
- 2 点で本人確認できる書類（A・B から各 1 点、又はAから 2 点）
 - A 資格確認書、医療証、介護保険証、年金手帳など
 - B 顔写真付きの社員証・学生証、診察券など